

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【公表番号】特表2010-528174(P2010-528174A)

【公表日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2010-033

【出願番号】特願2010-510432(P2010-510432)

【国際特許分類】

C 11 D 3/22 (2006.01)

C 11 D 7/26 (2006.01)

A 47 L 15/46 (2006.01)

【F I】

C 11 D 3/22

C 11 D 7/26

A 47 L 15/46 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月15日(2011.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品の洗浄方法であって、

(a) 洗浄工程において物品洗浄機中で、物品と水性清浄組成物とを接触させることであって、該水性清浄組成物が、大部分の水性希釈剤と、該水性希釈剤100万部当たり約200重量部～5000重量部の物品洗浄洗剤とを含むこと；

(b) すすぎ工程において、前記洗浄後の物品と水性リンスとを接触させることであって、該水性リンスが、意図的に添加されたリンス剤を実質的に含まず、前記水性清浄組成物が、前記物品上に多糖類の層を提供するのに十分な量の多糖類を含有し、これにより前記水性すすぎ工程において被覆作用をもたらすことを含み、

前記多糖類が、最大0.9の(多糖類を含む洗剤を使用した乾燥時間)/(多糖類を含まない洗剤を使用した乾燥時間)の比率に対応し、且つ又は最大0.5の(多糖類を含む洗剤を使用した5分後の液滴の数)/(多糖類を含まない洗剤を使用した5分後の液滴の数)の比率に対応する、平均乾燥率を有し、かつさらに

前記多糖類が、ヒドロキシエチルセルロース、疎水的に変性されたヒドロキシエチルセルロース、エチルヒドロキシエチルセルロース、疎水的に変性されたエチルヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース及びグアーガム、2-ヒドロキシプロピルエーテルからなる群より選択されることを特徴とする物品の洗浄方法。

【請求項2】

前記多糖類が、前記洗剤の0.01%～50%(w/w)、0.1～20%(w/w)、0.2～10%(w/w)、0.5～5%(w/w)、又は1～5%(w/w)を構成する請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記多糖類が、前記水性清浄組成物中に、1～100ppm、2～50ppm、又は5～50ppmの量で存在する請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記物品洗浄機が業務用自動機械である請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記洗浄工程が、高濃度の前記洗剤の投入及びそれに続く水性希釈剤による希釈を含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記洗剤及び前記多糖類を、別個の製品として前記洗浄工程に投入する請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記多糖類を、前記物品洗浄洗剤中で、他の多糖類及び／又は非イオン性界面活性剤若しくは高分子界面活性剤と組み合わせる請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記多糖類が、ヒドロキシエチルセルロース又は疎水的に変性されたヒドロキシエチルセルロースである請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記多糖類が、ヒドロキシプロピルセルロースである請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記多糖類が、エチルヒドロキシエチルセルロース又は疎水的に変性されたエチルヒドロキシエチルセルロースである請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記多糖類が、グーガム、2-ヒドロキシプロピルエーテルである請求項1に記載の方法。

【請求項12】

請求項1に記載の方法であって、前記物品洗浄機が、業務用自動物品洗浄機であり、前記洗浄工程から前記すすぎ工程への前記水性清浄組成物の持ち越し가なく；前記多糖類は前記洗剤の10% (w/w) 以下を構成し；該方法は、意図的に添加されたリンス剤を含む組成物によるすすぎ工程を含まないように構成されており；かつさらに、前記洗浄工程からの前記水性清浄組成物が前記すすぎ工程中へ持ち越されないことを特徴とする方法。

【請求項13】

物品の洗浄方法であって、

(a) 洗浄工程において物品洗浄機中で、物品と水性清浄組成物とを接触させることであって、該水性清浄組成物が、大部分の水性希釈剤と、該水性希釈剤100万部当たり約200重量部～5000重量部の物品洗浄洗剤とを含むこと；

(b) すすぎ工程において、前記洗浄後の物品と水性リンスとを接触させることであって、該水性リンスが、意図的に添加されたリンス剤を実質的に含まず、前記物品洗浄洗剤が、前記物品上に多糖類の層を提供するのに十分な量の多糖類を含有し、これにより前記水性すすぎ工程において被覆作用をもたらすことを含み、

前記多糖類が、最大0.9の(多糖類を含む洗剤を使用した乾燥時間)/(多糖類を含まない洗剤を使用した乾燥時間)の比率に対応し、且つ／又は最大0.5の(多糖類を含む洗剤を使用した5分後の液滴の数)/(多糖類を含まない洗剤を使用した5分後の液滴の数)の比率に対応する、平均乾燥率を有し、かつさらに

前記多糖類が、グーガム、2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニウム)プロピルエーテルであることを特徴とする物品の洗浄方法。

【請求項14】

前記多糖類が、前記洗剤の0.01%～50% (w/w) を構成する請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記物品洗浄機が業務用自動機械である請求項13に記載の方法。

【請求項16】

請求項13に記載の方法であって、前記物品洗浄機が、業務用自動物品洗浄機であり、前記洗浄工程から前記すすぎ工程への前記水性清浄組成物の持ち越し가なく；前記多糖類

は前記洗剤の 10 % (w / w) 以下を構成し ; 該方法は、意図的に添加されたリンス剤を含む組成物によるすすぎ工程を含まないよう構成されており ; かつさらに、前記洗浄工程からの前記水性清浄組成物が前記すすぎ工程中へ持ち越されないことを特徴とする方法。

【請求項 17】

物品の洗浄方法であって、

(a) 洗浄工程において物品洗浄機中で、物品と水性清浄組成物とを接触させることであって、該水性清浄組成物が、大部分の水性希釈剤と、該水性希釈剤 100 万部当たり約 200 重量部 ~ 500 重量部の物品洗浄洗剤とを含むこと；

(b) すすぎ工程において、前記洗浄後の物品と水性リンスとを接触させることであって、該水性リンスが、意図的に添加されたリンス剤を実質的に含まず、前記物品洗浄洗剤が、前記物品上に多糖類の層を提供するのに十分な量の多糖類を含有し、これにより前記水性すすぎ工程において被覆作用をもたらすことを含み、

前記多糖類が、最大 0.9 の (多糖類を含む洗剤を使用した乾燥時間) / (多糖類を含まない洗剤を使用した乾燥時間) の比率に対応し、且つ / 又は最大 0.5 の (多糖類を含む洗剤を使用した 5 分後の液滴の数) / (多糖類を含まない洗剤を使用した 5 分後の液滴の数) の比率に対応する、平均乾燥率を有し、かつさらに

前記多糖類が、キサンタンガム、カラギーナンガム、ローカストビーンガム、アルギン酸カルシウム、ペクチン及びジャガイモデンプンからなる群より選択されることを特徴とする物品の洗浄方法。

【請求項 18】

前記多糖類が、前記洗剤の 0.01 % ~ 50 % (w / w) を構成する請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

前記物品洗浄機が業務用自動機械である請求項 17 に記載の方法。

【請求項 20】

請求項 17 に記載の方法であって、前記物品洗浄機が、業務用自動物品洗浄機であり、前記洗浄工程から前記すすぎ工程への前記水性清浄組成物の持ち越しもなく；前記多糖類は前記洗剤の 10 % (w / w) 以下を構成し；該方法は、意図的に添加されたリンス剤を含む組成物によるすすぎ工程を含まないよう構成されており；かつさらに、前記洗浄工程からの前記水性清浄組成物が前記すすぎ工程中へ持ち越されないことを特徴とする方法。